

平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

府省庁名 文化庁

No	1
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）
要望項目名	(独)国立美術館、(独)国立文化財機構、(独)日本芸術文化振興会、(独)国立科学博物館への寄附に係る税制措置
要望内容(概要)	(独)国立美術館、(独)国立文化財機構、(独)日本芸術文化振興会、(独)国立科学博物館（中期目標管理型法人のうち、文化振興・普及業務を行う法人、以下、「文化振興型法人」という。）が行う活動への民間からの寄附について、法人からの寄附に係る指定寄附金化を措置する（法人税）。当該措置が認められた場合、法人住民税及び法人事業税についても同様の効果を適用する。
関係条文	地方税法第23条第1項第3号、第72条の23第1項、第292条第1項第3号
減収見込額	[初年度] ▲10（ - ） [平年度] ▲10（ - ） [改正増減収額] (単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>文化振興型法人は、世界に誇るべき有形・無形の文化的・自然科学的資産を国民共有の財産として、次世代へ確実に保存、蓄積、継承するとともに、新たな文化を創造し、国内外に発信し、我が国の文化芸術、自然科学及び社会科学の振興を図ることを目的に設置されている。</p> <p>また、文化振興型法人は、我が国のナショナルセンターとして、地方の美術館・博物館・劇場等に対して先導的役割を担い、多角的支援を行うとともに、「国の顔」として世界各国の主要な美術館・博物館・劇場に比肩すべき役割を担っている。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>文化振興型法人は、その公益性の高さから国から運営費交付金の交付を受けるとともに、展覧会、学習支援事業及び公演等を主催し、その入場料収入を主たる自己収入として確保し、活動している。</p> <p>文化振興型法人では、独法化以降、展覧会や公演の入場料収入等の増額や事業の効率化の促進などによる自己収入の有効活用を図ってきた。しかし、展覧会や公演への入場者の増収については、展覧会場や展示作品の維持管理、劇場の客席数などの制約の観点から、これらを毎年度増収し続けることは限界がある。</p> <p>文化芸術の多様化によるメディア芸術など新たな展示内容・手法による展覧会の開催や、公私立美術館・博物館等から収蔵品の修復等に関する指導助言の要望、また、地方の劇場との連携など、ナショナルセンターとしての取組が期待されている。</p> <p>展覧会や公演以外の収蔵品の保存・修復、文化財・自然史財の調査研究や国際協力、伝統芸能等の養成者育成や調査研究等、文化振興型法人として土台となる事業については恒久的に実施する必要性についてはいくまでもない。</p> <p>このような状況の中、多様な役割を期待されている文化振興型法人については、国による財政的支援のみならず、広く個人・企業からの寄附による支援が必要である。今後その支援を拡充するためにも、財政的優遇措置を広げて寄附を募る必要がある。</p>
本要望に対応する縮減案	—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・政策目標 1 生涯学習社会の実現 1-2 生涯を通じた学習機会の拡大 ・政策目標 13 文化による心豊かな社会の実現 13-1 文化芸術の振興 13-2 文化財の保存及び活用の充実
	政策の達成目標	<p>国民一人一人が、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会を実現する。</p> <p>優れた文化芸術の振興を図るとともに、我が国独自の伝統文化を継承・発展させることにより、文化による心豊かな社会を実現する。</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>25 年度寄附金実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(独) 国立美術館 9,000 千円 ・(独) 国立文化財機構 172,643 千円 ・(独) 日本芸術文化振興会 2,857 千円 ・(独) 国立科学博物館 32,035 千円
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	民間企業からの寄附金の全額損金算入が認められれば、文化振興型法人に対して寄附をする税制上のインセンティブとなり、寄附件数並びに寄附額が増加するものと考えられる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>【所得税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人への個人からの寄附金は、特定公益増進法人に対する寄附金として所得控除（寄附金控除）（所得税法第 78 条） ・文化振興型法人への相続財産の寄附は、相続税非課税（租税特別措置法第 70 条） ・個人が重要文化財を(独) 国立美術館、(独) 国立文化財機構、(独) 国立科学博物館に譲渡した場合、譲渡所得は非課税、重要有形民俗文化財を譲渡した場合、譲渡所得は 2 分の 1 課税（租税特別措置法第 40 条の 2） <p>【法人税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人への法人からの寄附金は特定公益増進法人に対する寄附金として損金算入の特例措置（法人税法第 37 条）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<ul style="list-style-type: none"> ・(独) 国立美術館運営費交付金 平成 27 年度要求額 7,798 百万円 ・(独) 国立文化財機構運営費交付金 平成 27 年度要求額 8,978 百万円 ・(独) 日本芸術文化振興会運営費交付金 平成 27 年度要求額 10,022 百万円 ・(独) 国立科学博物館運営費交付金 平成 27 年度要求額 2,801 百万円
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	文化振興型法人への寄附の促進は、単に文化振興型法人への財政的支援だけではなく、文化振興型法人自らファンドレイジングを計画立案し、積極的な資金確保の活動を促すことができ、独立行政法人のインセンティブ付与の一つとして期待できる。これにより、文化振興型法人の活動の充実が図られ、国の独立行政法人政策にも一致する。
	要望の措置の妥当性	文化振興型法人への寄附を促進することにより、運営費交付金への依存度の減少や、独立行政法人のインセンティブの一つとして機能強化の実現、我が国の寄附文化の醸成の促進などの効果が期待できることから、妥当な措置である。
ページ		1—2

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 26 年度税制改正要望
ページ	1—3